

普及啓発事業について

1 考え方

- ① 平成28年度は制度開始時であるため、一般向けにその周知を図った。
- ② 昨年度は、条例の浸透を図るため、児童やその保護者向けに周知や、ワークショップ等を行った。
- ③ 今年度は、企業の障害者雇用率が変更されたこともあり、企業等に向け広く周知していきたい。

2 今年度の事業内容について

○事業内容：リーフレットの配布及び啓発イベントの開催

主な対象 県内中小企業（障害者を雇用しなければならない民間企業）

～従業員50人以上 → 45.5人以上～ 約6,000社

行政機関、社協等

配付方法 県内の関係機関等に2万部 配付

（市区町村、各社会福祉協議会、各商工会・商工会議所等に約100部）

配付物 A4サイズチラシ（両面・4/4C）

特に企業の経営者や人事担当者に、手に取ってもらい、障害について関心を持ってもらえるようなリーフレットとする。

※配布時期：1月～2月予定

講演会等 企業の経営者、総務・人事担当者や一般の方を対象にシンポジウム形式で行う。

※開催予定時期：9月及び1月

3 今後のスケジュールについて（予定）

平成30年9月	専門部会において、企画案について意見聴取
平成30年9月下旬	事業者の公募（企画提案）
平成30年10月中旬	事業者の選定、契約
平成31年1月	シンポジウム開催
平成31年1～2月	リーフレット配布